

# 改正種苗法について

～法改正の概要と留意点～

令和2年12月

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# 優良な新品種が支える我が国農業

- 農業分野における知的財産の重要性が増す中、**植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な要素**となっている。
- 環境や消費者の嗜好に合った**新品種の開発により**、生産性の向上や付加価値が増加し、**農業者も消費者も利益を享受**してきた。

## 【超多収米】

通常の1.5倍となる800kg/10a以上の収量を期待できる極多収の水稻「とよめき」



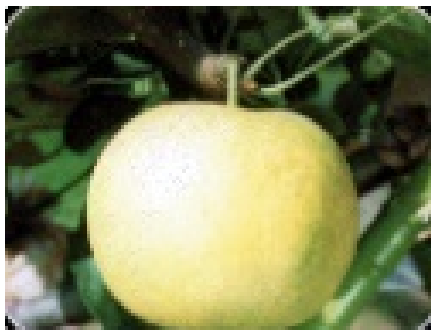
## 【むきやすい栗】

渋皮が簡単に剥けて、調理も簡単な画期的な和栗「ぽろたん」



## 【病害に強い梨】

従来品種の弱点であった黒斑病に強い梨「ゴールド二十世紀」



## 【寒さに強く美味しい米】

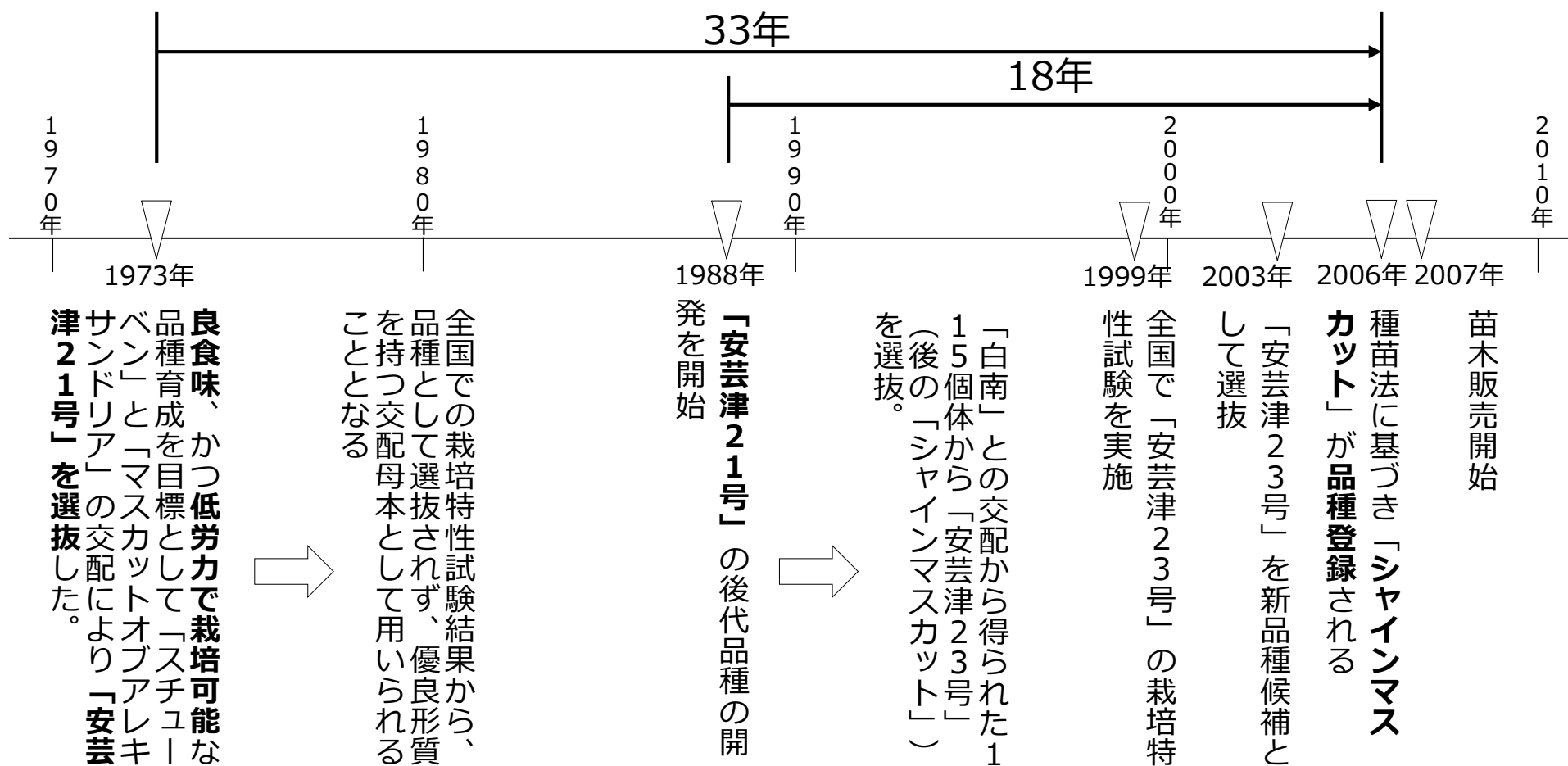
耐冷性に加え、過去にない良食味を実現し、後のブランド米開発にも繋がった水稻「きらら397」



# 品種開発には多くのコストが必要

- 農研機構が開発したブドウ品種「**シャインマスカット**」は、品種登録まで親系統の「安芸津21号」の選抜から**33年**、「安芸津21号」の交配試験開始から**18年**を要している。
- この18年だけでも、**13人の研究者が品種開発に携わった**。

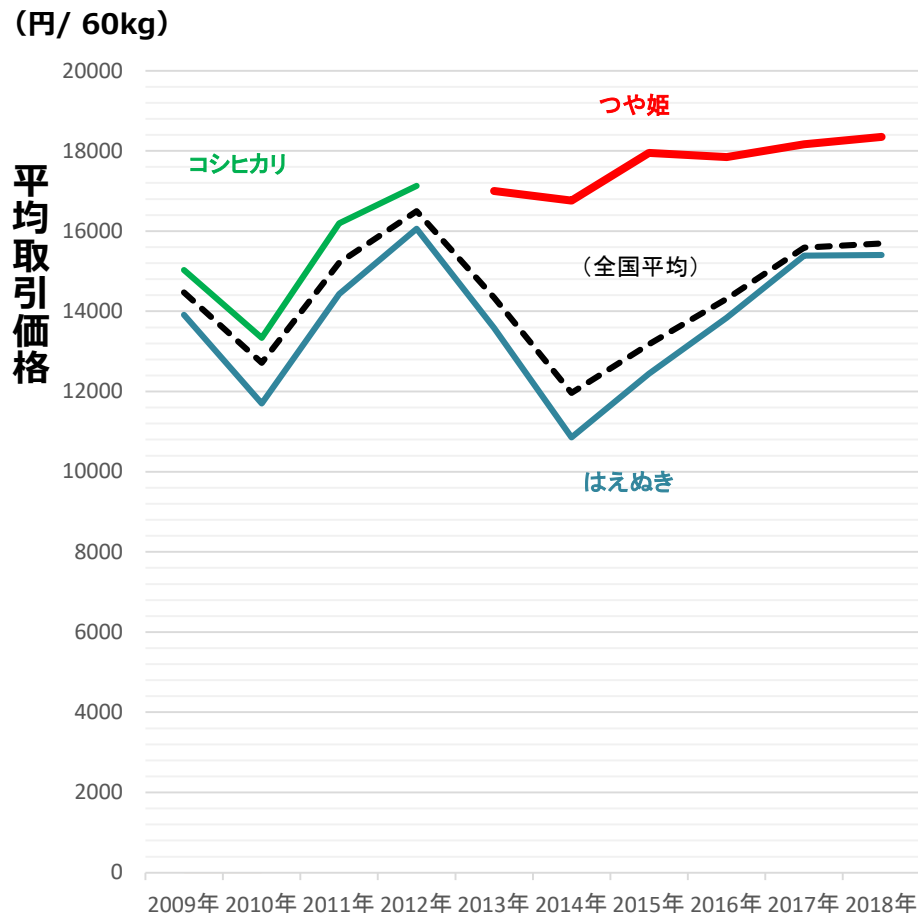
## 【(国研)農研機構におけるシャインマスカットの品種開発経過】



# 適切に管理された品種への更新は農業者の所得向上につながる

- 登録品種は既存の品種にない特長をもっており、栽培地域の限定や徹底した品質管理により差別化して販売しやすい。
- 高値で取引される優良な登録品種（ブランド品種）は、無断栽培や海外流出のリスクも高く、それによる逸失利益も大きい。

## 山形県産米の価格の推移



## 【種苗法による「つや姫」の取り締まり事例】

- 2012年4月 愛知県の農家が都内の米穀店から購入したつや姫の玄米から無許諾で種苗を増殖し、ウェブサイトを通じて埼玉県や宮城県の農業者に販売した。
- 山形県職員が確認し警察へ通報。捜査の結果被疑者を逮捕(同年7月)、起訴された。
- 山形地裁で懲役1年6月、執行猶予3年、罰金50万円の有罪判決が下された(同年10月)

# 種苗法は優良な品種を保護し新品種の開発を促進する制度である

- 今までにない**新しい品種を開発**した場合に、その品種の**開発者**は種苗法に基づき**品種登録**を受けることができる
- **登録品種**は、**一定期間**に限り**保護**され、**登録失効後**は誰もが自由に利用できる**一般品種**となる
- 開発者の権利を守ることにより、**新品種**の**開発を促進**し、農業の発展に寄与する

## 育成者権の保護期間

- 品種登録後、最長25年間  
(果樹等の木本は最長30年間)

## 登録品種の保護のための措置

### 【民事上の措置】

- 育成者権が侵害された種苗や収穫物等の流通の差止め
- 育成者権の侵害によって発生した損害の賠償請求（過失が必要）

### 【刑事罰（侵害の罪）】（故意が必要）

- 個人：懲役10年以下、  
罰金1千万円以下  
(併科可能)
- 法人：罰金3億円以下

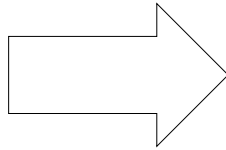
# 我が国で開発された優良品種の海外流出

## 【国内】

- ・ シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・ 甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・ 輸出産品としての期待も高い



苗木が  
海外に流出



## 【中国】

- ・ 「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認

※ 「香印」はシャイン (xiāng yìn) と発音される。

- ・ 「**香印**」を含む商標の出願（**香印青提**、**香印翡翠**）が判明
- ・ 日本原産として、高値で苗木取引

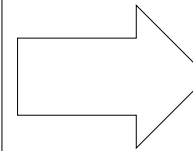


中国産「陽光バラ」「中国産」香印翡翠  
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

## 【韓国】

- ・ **韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

生産物が  
更に輸出



## 【東南アジア等】

- ・ **タイ市場**で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・ **香港市場**で**中国産**、**韓国産**のシャインマスカットの販売を確認
- ・ **マレーシア**、**ベトナム市場**で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された  
中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産  
「SHINE MUSCAT」

# 登録品種の海外流出に係る課題

- 近年、我が国の登録品種が海外に流出しており、海外における産地化が我が国農産物の輸出に影響することが懸念される
- 登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは、現行法上は違法ではない

- 自家増殖された登録品種の種苗を海外に持ち出すことは違法だが、
  - ①登録品種の増殖実態の把握や疑わしい増殖の差止め、
  - ②刑事罰の適用や賠償請求に必要な故意や過失の証明が困難なことから、抑止が困難となっている

## シャインマスカットが中国・韓国に流出し産地化

- ①外国人と思われる者、非農業者と思われる者に販売
- ②ホームセンターで登録品種の種苗が不特定多数に販売  
(いずれも違法ではない)

## 紅秀峰が豪州に流出し産地化

- ①山形県内に限って管理していたサクランボ品種「紅秀峰」を県内農業者が増殖
- ②増殖した種苗を、育成者権者に無断で豪州人に譲渡



# 改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）  
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）  
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の自家増殖は許諾に基づき行う  
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化  
[令和3年4月1日施行]
- 5 育成者権を活用しやすくするための措置  
[令和4年4月1日施行]
  - ①権利侵害の立証における特性表の活用
  - ②審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ  
(参考) 日本の品種登録審査結果の活用による海外の審査の簡略化

## 6 その他の主な改正事項

- 組織内の勤務規則等で事前に取り決めれば、組織の職員が職務育成した品種は、組織が出願できる地位を有することとする
- 国内に住所を有しない者が品種登録手続をする際には、日本国内の代理人を必置とする
- 育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
- 裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する
- 指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示の在り方を明確化する